

地方公会計制度の整備における板橋区の対応について

1. 概要

板橋区では、地方公会計制度改革への対応として、現金主義の決算書を補完する目的で、「総務省方式改訂モデル」による財務諸表(貸借対照表等)を作成し、区民に公表している。今般、総務省から統一的基準による新たな公会計制度の導入の要請があったことを受け、6年目を迎える現方式を見直し、決算値の組替方式から複式簿記・発生主義を取り入れた新方式へと変更した新公会計制度を整備する。併せて、複式簿記の機能追加が必要となることから、財務会計システムの再構築を行う。

2. 本区における整備の方針

(1) 整備の目的

①説明責任の履行

現行の決算を補完し、住民や議会等、外部に対する財務情報の分かりやすい開示(見える化)により説明責任を強化する。

②財政の効率化・適正化

財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産管理や予算編成、行政評価等に有効に活用する。

(2) 整備の方向性

本区における地方公会計制度の整備にあたっては、以下の方針で取り組む。

①仕訳方式について

導入経費が期末一括仕訳方式(*1)に比べ高額である点や、財務諸表の作成・公表が最短の場合であっても総務省からの要請期限(*2)を1年超過することになるが、財務諸表が短期間で作成でき、行政評価(事務事業評価)や予算編成に広く活用が可能となる日々仕訳方式(*3)を早期に導入する。

*1: 期末に一括してシステム等により複式簿記の仕訳・記帳を行う方式。総務省が示す統一的な基準モデルにおいてのみ選択可能。

*2：統一的な基準による財務諸表を平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成するとしている。ただし日々仕訳方式の場合は特例として平成 30 年度まで猶予がある。

*3：取引等の発生の都度、仕訳・記帳を行う方式。

②作成モデルについて

財務諸表を作成するために選択できるモデルは、東京都の採用する先進的な方式（以下、東京都モデル）と、総務省の策定した統一的な基準モデルの 2 つが考えられるが、企業会計基準や国際公会計基準に準じた先進的な方式であり、税収の扱い等が区民等に分かりやすいこと（行政コストの見える化）及び複数自治体での運用実績があり、東京都から仕様提供等の支援を受けられること、また日々仕訳方式を導入する場合、本区では財務会計システムの再構築が不可欠となるため、いずれのモデルを採用しても導入経費に大差がないこと等の観点から総合的に判断し「東京都モデル」を採用する。

③行政経営システムの最適化

期末一括方式に比べて日々仕訳方式の導入に投入する経費の大きさに鑑み、期待される効果を最大限引き出せるよう、行政経営システム全体の最適化を追求する。

（3）期待される効果

①支出等の執行情報から仕訳（記帳）することによる、正確な行政コストの把握及び分析指標など区政経営に有用なデータを提供することができるとともに、職員のコスト意識や経営感覚の醸成・改善につながる。

②固定資産台帳のシステム化を行うことで、資産情報の一覧的な把握が可能となるほか、施設ごとの老朽化比率・減価償却累計額等の算定が容易となるため、より効果的な資産管理（ファシリティマネジメント）が可能となる。

③日々仕訳方式による東京都モデルの採用により、短期間で財務諸表の作成が可能となり、行政評価（事務事業評価）や次年度の予算編成等への活用が期待できる。更に事業別財務諸表（セグメント分析）を作成することで、新基本計画の施策体系に応じた、より効果的な施策（事務事業）評価・分析への活用が可能となる。

3. 今後の進め方

(1) 検討体制

日々仕訳方式による東京都モデルを採用するためには、財務会計システムに複式簿記の機能を搭載する必要がある。しかし、現在の本区の財務会計システムでは改修により対応することが困難なため、システム全体の再構築を行う必要が生じる。このため、電子区役所推進本部に部課長級で構成する「財務会計システム再構築部会」を設置し検討を進める。

(2) 整備スケジュール

H27年度	H28年度	H29年度 ※総務省要請期限	H30年度 ※総務省要請期限 (日々仕訳方式の特例)	H31年度
<ul style="list-style-type: none"> ○庁内検討 ○予算関係 ○仕様検討 ○業者選定等 	○システム開発	<ul style="list-style-type: none"> ○手順書等整備 ○新システム一部稼働 (7月予算・12月契約) ○職員研修 	○新システム全面稼働 (仕訳開始)	<ul style="list-style-type: none"> ○都モデルで財務諸表公表 ○財務諸表の活用開始